

消費税

インボイス制度

個別説明会

令和5年10月1日の制度開始時に、インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

日時 11月21日(月)、22日(火)

10時～、11時～、13時～、14時～、15時～
【各回6名、おひとり1時間】

内容 ・インボイス制度とは ・登録申請の方法
・消費税申告に伴う帳簿のつけ方等

会場 青梅青色申告会

予約 予約制 ※お電話にてお申込みください(0428-23-0108)

令和5年10月より開始されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の個別説明会を実施します。インボイス制度は個人事業主にも関係しており、特に免税事業者の方に大きく影響する場合があります。インボイス制度とはどのような制度なのか、登録申請方法等、会員の方を対象に個別に説明をさせていただきます。

なお、今回のご出席が難しい場合は、事務局にて随時個別の説明をおこなっておりますのでご連絡の上お越しく下さい。

(一社) 青梅青色申告会 TEL: 0428-23-0108

青梅市師岡町 4-7-25 (霞台中学校校庭側道路沿い) 河辺駅より徒歩 6 分